

第1回 取手市部活動地域移行推進協議会次第

日 時 令和5年6月16日(金)
午後3時から
場 所 藤代スポーツセンター
レクリエーション室

委嘱状交付

あいさつ

1、開 会

2、自己紹介

3、委員長・副委員長選出

4、議 事

(1) 地域移行事業の概要について

(2) 取手市の部活動の現状について

(3) 取手市の事業計画について

(4) そ の 他

5、諸 連 絡

6、閉 会

取手市部活動地域移行推進協議会委員

任期 令和5年6月1日～令和7年5月31日

| | 選出区分 | 氏名 | 備考 |
|----|----------------|-------|---------------------|
| 1 | 取手市スポーツ協会代表 | 近藤 忠 | 市スポーツ協会 副会長 |
| 2 | 取手市スポーツ少年団代表 | 豊島 大 | 市スポーツ少年団 本部長 |
| 3 | 総合型地域スポーツクラブ代表 | 廣瀬 昌也 | シードソレイユ取手 代表理事 |
| 4 | 取手市中体連代表 | 堀田 将寿 | 市郡中体連 会長 |
| 5 | 保護者代表 | 大澤 隼人 | 市P連 子育てネットワーク委員長 |
| 6 | 指導者代表 | 酒井 彩乃 | 市郡中体連 理事長 |
| 7 | 学識経験者 | 八重樫 通 | 流経大柏高 中高一貫教育推進部長 |
| 8 | 文化芸術関係団体代表 | 廣瀬 隆 | 県吹奏楽連盟 県南地区副地区長 |
| 9 | 教育部長 | 井橋 貞夫 | 取手市教育委員会 |
| 10 | 教育参事 | 伊藤 誠 | 取手市教育委員会 |
| 11 | 学務課長 | 直井 徹 | 取手市教育委員会 |
| 12 | 指導課長 | 丸山 信彦 | 取手市教育委員会 |
| 13 | スポーツ振興課長 | 豊島 寿 | 取手市教育委員会 |

取手市部活動地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 取手市立中学校における休日の部活動の段階的な地域移行（以下「部活動の地域移行」という。）に係る事業を推進するため、取手市部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、部活動の地域移行に関する検討、準備、運営その他部活動の地域移行に必要と認められる事項について所掌する。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 取手市スポーツ協会代表
- (2) 取手市スポーツ少年団代表
- (3) 総合型地域スポーツクラブ代表
- (4) 取手市中体連代表
- (5) 保護者代表
- (6) 指導者代表
- (7) 学識経験者
- (8) 文化芸術関係団体代表
- (9) 教育部長
- (10) 教育参事
- (11) 学務課長
- (12) 指導課長
- (13) スポーツ振興課長
- (14) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱し、又は任命することができる。この場合において、新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議

長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任されていない場合においては、教育委員会が会議を招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
(庶務)

第7条 協議会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び、県有識者会議の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言」を踏まえ、部活動を段階的に地域移行することによって、多様で持続可能なスポーツ・文化芸術環境を整備し、生徒の望ましい成長を保障する

- 地域の子供たちを地域で育てることができる体制を社会総がかりで整備し支援
 - ※地域クラブ活動は、社会教育法上の「社会教育」の一環としてとらえることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる
- 生徒が希望する活動を選択できる環境を保障するとともに、勝利至上主義等による活動過多を抑止

I 地域クラブの設立

令和5年度

令和6年度

令和7年度

1 地域クラブの設立に向けた環境整備

(1) 地域クラブへの参加者

- ・学校部活動に所属している生徒、所属していない生徒、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手とする生徒、障害のある生徒など参加を希望する全ての生徒（中・高生）が対象

(2) 地域クラブの運営体制の整備

- ・運営団体は、次のような多様な団体が設立することを想定

市町村、社団法人・NPO法人、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ・文化芸術協会、競技団体、文化芸術団体、クラブチーム、プロチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、保護者会、同窓会、学校（コミュニティースクール）ごとの地域学校協働本部、複数の学校の部活動が合同で設立する団体、部活動等の卒業生を中心に設立する団体 等

(3) 地域移行の進め方

- ・まずは休日の地域クラブ活動の環境整備を着実に進める
- ・地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・平日の活動は、休日の取組進捗状況を検証し、できるところから推進

(4) 大会等の在り方の見直し

- ・大会参加資格を地域クラブ単位でも参加可能とすることを要請
- ・後援や補助、学校や公共施設の貸与等の積極的な支援を検討
- ・民間企業を含む関係団体等に対し、スタッフとして参画できる人員の協力について特段の配慮を求める

2 地域移行の制度設計の手順

- | | | |
|------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| (1) 協議会等の設置、定期的な実施 | (5) 指導者の確保 | (9) 教員の兼職兼業等や大会役員業務に係る制度の整備 |
| (2) 推進計画の策定をはじめとする情報発信 | (6) 活動場所の確保 | (10) 生徒、保護者、関係団体、学校、地域住民への情報発信 |
| (3) ニーズ・課題の把握 | (7) 運営団体の「規約・運営方針」の策定 | |
| (4) 運営団体の設立 | (8) 地域クラブ活動に係る費用負担の軽減 | |

令和5年度より地域移行の取組を開始

地域の実情等に応じて可能な限り早期に実現

Ⅱ 地域クラブ活動の運営

1 適切な運営体制の構築

(1) クラブ規約の策定・公表

- ・規約を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得る

(2) クラブ運営方針の策定・公表

- ・規約、県ガイドラインを踏まえた運営方針を策定し活動の方向性を示す

(3) 競技団体や大会等への参加登録

- ・大会の資格要件等（参加対象や登録の必要性、保険等）を十分に確認する

(4) 会費の設定と適切な会計処理及び公表

- ・生徒や保護者の理解を得て、可能な限り低廉な会費を設定する
- ・公正かつ適切な会計処理と透明性を確保するため情報開示を行う

(5) 保険への加入

- ・怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入
- ・活動中のみならず、移動中や送迎中も適用となる保険を検討

(6) ガバナンスコードの策定・公表

- ・適正なガバナンスを確保し、その情報を開示して組織運営の透明性を確保する

(7) 相談窓口の周知

- ・体罰等発生時の相談窓口を生徒や保護者、地域住民等に対して発信

(8) 関係団体との連携

- ・県又は市町村や他の地域クラブを含めた関係団体等で構成される協議会等に積極的に参画し、緊密に情報共有や連絡調整を行う

2 適切な指導体制の構築

(1) 指導者に求められる資質

- ・実技指導、大会等の引率、会計管理など多様な職務に従事する

(2) 指導者資格の取得

- ・公的に認められた資格を有している人材を確保

(3) 指導者としての質の保障

- ・生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、暴力・暴言・ハラスメントを根絶

(4) 指導者の確保

- ・スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、退職教員、兼職兼業等の許可・承認を得た教員等、企業関係者、公認スポーツ指導者など、様々な関係者から指導者を確保する

(5) 生徒の多様な活動への理解

- ・特定の種目等だけでなく、自主的・自発的に参加する多様な活動を尊重

3 適切に休養を確保するための活動時間の設定と管理

(1) 適切な活動時間や休養日等の設定

- ・身体のみならず精神的にも疲労が蓄積することを考慮し、休養を十分に確保
- ・医・科学的観点を踏まえ県部活動運営方針の時間や日数に準ずる

(2) 活動場所の確保

- ・公共のスポーツ・文化施設及び学校施設の活用
- ・学校施設の活用については、関係団体で協議を行い、緊密に連携を図る

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ・限られた時間の中で効果を上げる活動の工夫とタイムマネジメントを推進
- ・有資格者などの専門性の高い人材を招いて研修を計画・実施

(4) 学校等との連携

- ・生徒の活動過多を予防するため、学校と情報を共有
- ・共通理解を徹底し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障

令和5年度 部活動加入状況調査

| 学校名 | 取手一中 | | | 取手二中 | | | 永山中 | | | 戸頭中 | | | 藤代中 | | | 藤代南中 | | | 計 |
|-------------|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|
| 全校生徒数 | 455 | | | 518 | | | 309 | | | 223 | | | 331 | | | 357 | | | 2,193 |
| 学 年 | 1年 | 2年 | 3年 | 1年 | 2年 | 3年 | 1年 | 2年 | 3年 | 1年 | 2年 | 3年 | 1年 | 2年 | 3年 | 1年 | 2年 | 3年 | 計 |
| 野球部 | 3 | 5 | 16 | 3 | 7 | 6 | 1 | 13 | 7 | | | | 0 | 4 | 3 | 3 | 2 | 4 | 77 |
| サッカー部 | 19 | 10 | 11 | 8 | 1 | 22 | 16 | 18 | 3 | 2 | 2 | 13 | 13 | 0 | 16 | 7 | 10 | 4 | 175 |
| 男子バスケットボール部 | 5 | 1 | 8 | 10 | 17 | 16 | 7 | 6 | 4 | 7 | 8 | 5 | 0 | 9 | 5 | 9 | 2 | 7 | 126 |
| 女子バスケットボール部 | 6 | 3 | 5 | 4 | 6 | 6 | 4 | 10 | 2 | 1 | 6 | 3 | 5 | 5 | 3 | 3 | 4 | 4 | 80 |
| バレーボール部 | 12 | 9 | 8 | 11 | 9 | 10 | 4 | 12 | 7 | 13 | 3 | 5 | | | | 2 | 5 | 4 | 114 |
| 男子バドミントン部 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 16 | 5 | 22 |
| 女子バドミントン部 | | | | | | | | | | | | | 13 | 7 | 6 | 4 | 9 | 9 | 48 |
| 男子ソフトテニス部 | 6 | 4 | 2 | 19 | 11 | 14 | 10 | 6 | 14 | 5 | 10 | 0 | 13 | 9 | 0 | 17 | 2 | 14 | 156 |
| 女子ソフトテニス部 | 9 | 3 | 4 | 21 | 8 | 12 | 13 | 17 | 16 | 8 | 2 | 4 | 3 | 6 | 9 | 12 | 4 | 11 | 162 |
| 男子卓球部 | 3 | 14 | 16 | 9 | 7 | 9 | | | | 8 | 3 | 13 | 3 | 9 | 4 | 9 | 3 | 6 | 116 |
| 女子卓球部 | | | | 3 | 8 | 4 | | | | | | | 3 | 10 | 5 | 9 | 14 | 10 | 66 |
| 男子剣道部 | 4 | 8 | 3 | 0 | 3 | 1 | | | | 9 | 1 | 6 | 0 | 4 | 0 | 2 | 0 | 4 | 45 |
| 女子剣道部 | 6 | 3 | 7 | 2 | 2 | 2 | | | | 4 | 4 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 2 | 3 | 40 |
| 男子柔道部 | 1 | 3 | 5 | | | | | | | | | | 2 | 3 | 1 | | | | 15 |
| 女子柔道部 | 4 | 1 | 1 | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | 9 |
| 空手道部 | | | | 8 | 6 | 2 | | | | | | | | | | | | | 16 |
| 吹奏楽部 | 22 | 27 | 19 | 13 | 8 | 10 | 14 | 13 | 9 | 5 | 5 | 6 | 13 | 11 | 5 | 10 | 4 | 11 | 205 |
| 美術部 | 20 | 10 | 11 | 21 | 12 | 23 | 14 | 14 | 6 | 6 | 8 | 13 | 16 | 25 | 13 | 11 | 13 | 10 | 246 |
| 科学部 | 12 | 15 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | 36 |
| 環境部 | | | | 12 | 8 | 9 | | | | | | | | | | | | | 29 |
| 運動部加入率 | 50.1% | | | 55.4% | | | 61.5% | | | 65.5% | | | 54.1% | | | 66.4% | | | 57.8% |
| 文化部加入率 | 31.9% | | | 22.4% | | | 22.7% | | | 19.3% | | | 25.1% | | | 16.5% | | | 23.5% |
| 部活動加入率 | 82.0% | | | 77.8% | | | 84.1% | | | 84.8% | | | 79.2% | | | 82.9% | | | 81.3% |

令和5年度 取手市地域クラブ活動運営方針（案）

本クラブ活動は、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「茨城県地域クラブ活動ガイドライン」を踏まえて、持続可能なスポーツ・文化環境を整備することで、取手市の中学生の多様な体験機会を確保し、生徒の望ましい成長を保障するとともに、生涯スポーツ・文化活動につなげることを目的としています。

1 育てたい生徒の姿

- 予測困難な時代においても、変化を前向きに受け止め、自らの長所を伸ばしつつ、課題を乗り越え、他者と協働し、人生を切り拓いていける生徒。

2 活動日及び時間について

- 活動日は、休日（土曜日・日曜日・祝日）とする。活動場所は、市内中学校等とする。
- 活動時間は、休日1日当たり3時間とする（生徒の移動や準備の時間は除く）。
- 大会参加や練習試合等により、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振替える。
- 大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合には、他の日に休養日を振替える。

☆ 活動内容については、参加する生徒や保護者の活動ニーズに応えるためにも、生徒の意見を取り入れながら活動計画等を立案していくものとする。

3 クラブ会員及び指導者

- クラブ会員は、参加を希望する中学生、その保護者、地域クラブ活動指導者とする。中学生の参加については、特に制限を設けない（取手市外の中学生も可）。
- 指導者は、取手市教育委員会が委嘱をする。

4 クラブ会計について

- クラブの運営のための経費は、会費、補助金・助成金、その他の収入を持って充てる。
- 令和5年度は会費を徴収しない。

5 保険の加入について

- クラブの会員及び指導者は、原則としてスポーツ安全保険に加入する。
- クラブは、その活動中の事故については、スポーツ安全保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

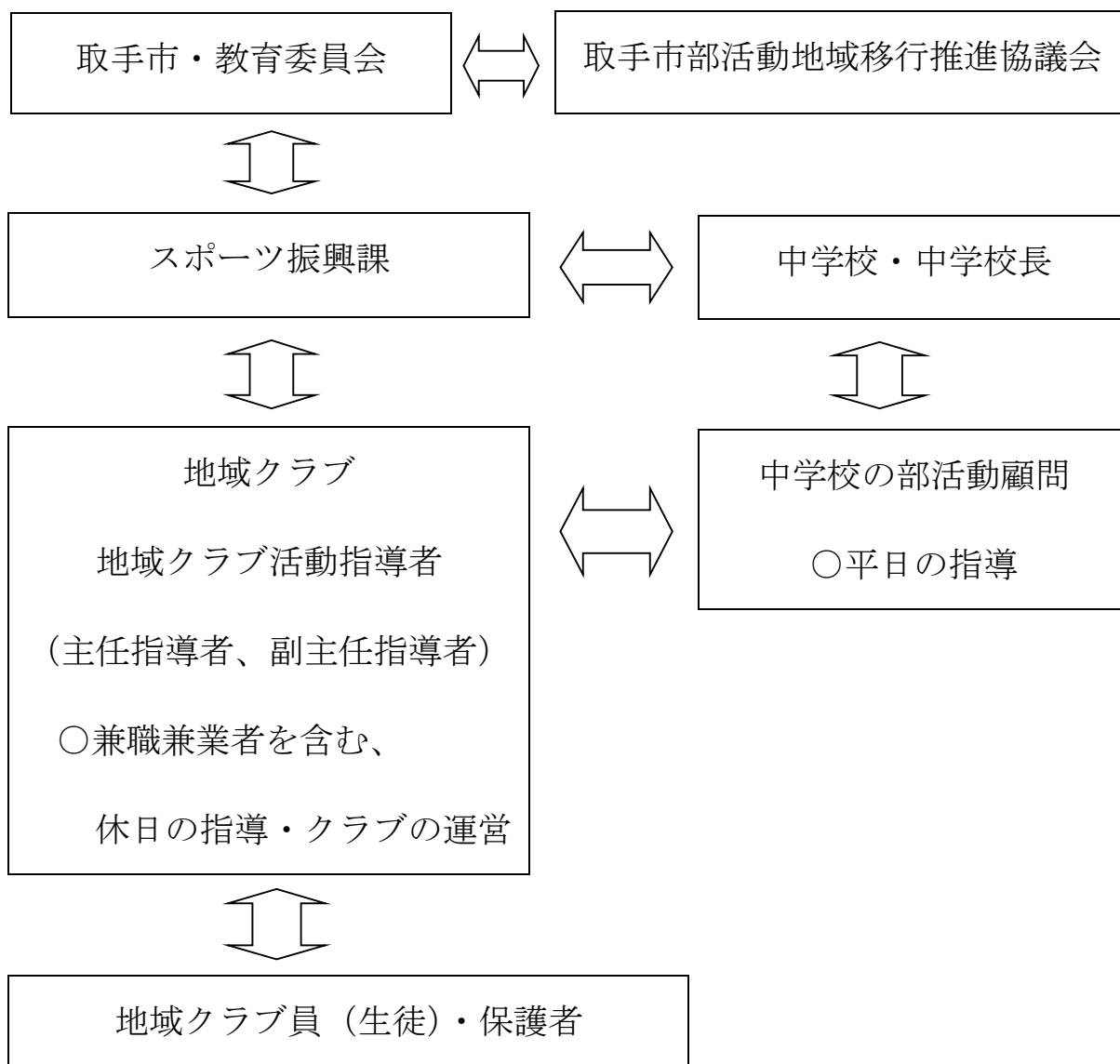
6 連絡体制

- 別紙、「取手市地域クラブ活動の連絡体制について」のとおり。

7 その他

- 取手市地域クラブ活動は、休日の活動であり、平日は中学校の部活動での活動になることから、地域クラブ活動指導者は中学校の部活動顧問と十分に連絡を取り合うようにする。

取手市地域クラブ活動の運営体制について



☆取手市地域クラブ活動は、部活動の地域移行に向けて取手市が立ち上げた地域クラブであることから、地域クラブ活動の指導者は、スポーツ振興課が推薦し、取手市が任命する。

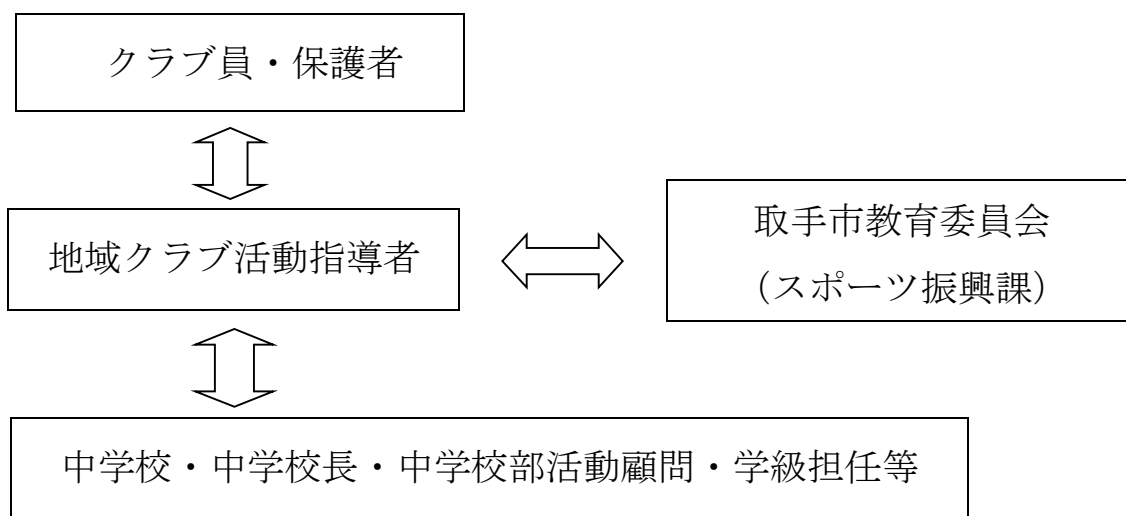
☆活動については、スポーツ振興課がうしろだてとなって、サポートしていく。
地域クラブ活動指導者対しても、指導・助言をしたり、相談に乗るものとする。

☆取手市地域クラブ活動は、休日の活動であり、平日は中学校の部活動での活動になることから、スポーツ振興課は中学校及び中学校長と、地域クラブ活動指導者は中学校の部活動顧問を十分に連絡を取り合うこととする。

☆地域クラブ活動の指導者は、休日の地域クラブ活動の運営、部員への指導を行う。また、部員や保護者からの相談対応、及びその内容をスポーツ振興課に報告する。

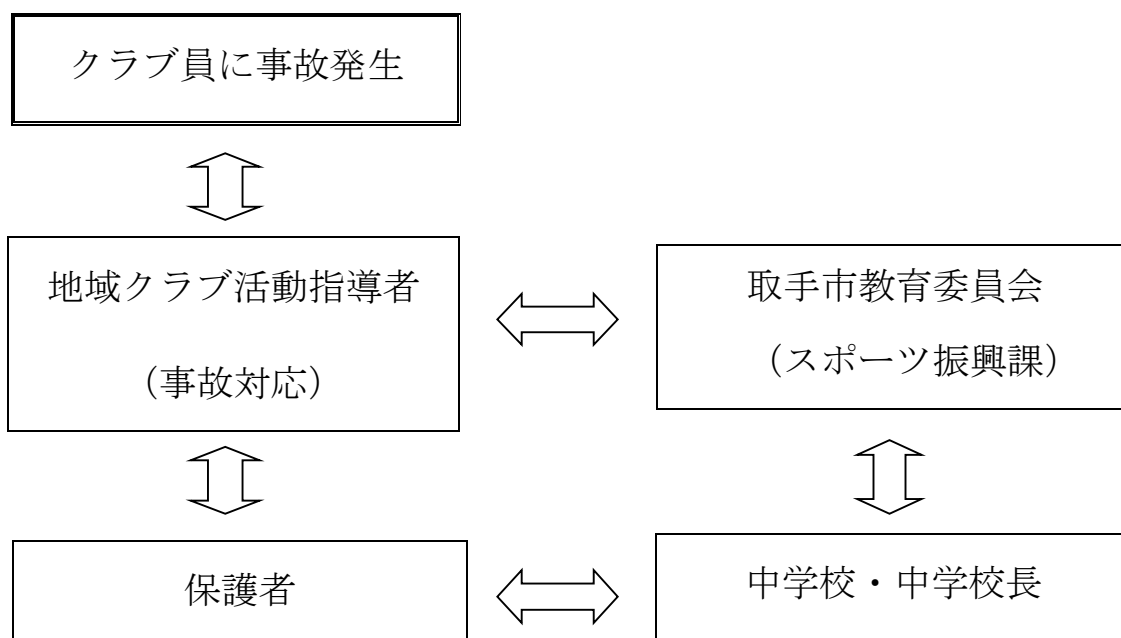
取手市地域クラブ活動の連絡体制について

○通常時の連絡体制



☆活動について、クラブ員や保護者から相談等があった場合、地域クラブ活動指導者はスポーツ振興課及び中学校と連絡をとり、ていねいに対応すること。

○事故発生時の連絡体制



☆事故発生時には、クラブ員の安全を第一に考え、地域クラブ活動指導者は迷わず救急車を要請すること。

☆救急車を要請したり、病院に搬送した場合は、スポーツ振興課は指導課に連絡・報告をする。

〈令和5年度 取手市立中学校部活動地域移行に伴うモデル事業〉

「藤代軟式野球クラブ（仮称）」のご案内

- 1 概要 中学校部活動の休日における地域移行につきまして、国及び茨城県よりガイドラインが示されました。取手市においても、令和7年度末までの事業完了にむけて、子供たちを主役とした当市にあった事業となるように、モデル事業を行い検証を行っていかうと考えています。
ガイドラインでは、令和7年度末までに、中学校の部活動については平日のみの活動とし、休日の活動は全て地域へ移行することを目標としています。令和5年度のモデル事業としましては、藤代地区の軟式野球、剣道を採り上げ活動を実施していきます。
- 2 名称 「藤代軟式野球クラブ（仮称）」とします。
- 3 ねらい 藤代中学校と藤代南中学校の野球部は、今までも合同チームとして活動してきましたが、地域クラブ活動になることで、一つのチームとして練習や大会参加ができるようになります。
- 4 対象 藤代中学校・藤代南中学校の野球部生徒とします。ただし、野球部員以外の生徒の参加も可とします。また、他の中学校の生徒の参加も可とします。
- 5 期間 期間は令和5年7月1日より令和6年3月31日までの休日（土曜日、日曜日、祝日等）の週1回の活動とし、活動時間は1日当たり3時間までとします。
（移動時間は除きます。また練習試合や大会参加は除きます。活動時間等については、取手市「部活動の運営指針」に従って行っていきます。
令和6年度以降の活動については、事業内容の検証を行いながら継続の方向で検討していきます。）
- 6 会場 藤代中学校・藤代南中学校グラウンド
- 7 指導者 藤代中学校及び藤代南中学校部活動顧問が指導にあたります。他に地域人材を活用する予定です。
- 8 参加方法 参加希望者は、スポーツ振興課に申し込みを行っていただきます。
（別紙申込書を、学校を通して提出してください。）
- 9 参加費 モデル事業のため参加費は無料です。ただし、大会参加や遠征など実費が伴う場合には、負担していただくこともあります。
- 10 保険 学校外の活動となりますので、参加者にはスポーツ保険に加入していただきます。その場合、費用は自己負担になります。
- 11 交通 会場までの往復については、各自でお願いいたします。
- 12 その他
 - ・ 細かな活動計画等につきましては、生徒も含めて関係者で相談しながら進めていきます。
 - ・ その他ご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。

【取手市教育委員会 スポーツ振興課】 電話 0297（82）7200

〈令和5年度 取手市立中学校部活動地域移行に伴うモデル事業〉

「藤代剣道クラブ（仮称）」のご案内

- 1 概要 中学校部活動の休日における地域移行につきまして、国及び茨城県よりガイドラインが示されました。取手市においても、令和7年度末までの事業完了にむけて、子供たちを主役とした当市にあった事業となるように、モデル事業を行い検証を行っていかうと考えています。
ガイドラインでは、令和7年度末までに、中学校の部活動については平日のみの活動とし、休日の活動は全て地域へ移行することを目標としています。令和5年度のモデル事業としましては、藤代地区の軟式野球、剣道を採り上げ活動を実施していきます。
- 2 名称 「藤代剣道クラブ（仮称）」とします。
- 3 ねらい 藤代中学校と藤代南中学校の剣道部は、今までも合同で練習を行ってきたりしましたが、地域クラブ活動になることで、一つのチームとして練習や大会参加ができるようになります。
- 4 対象 藤代中学校・藤代南中学校の剣道部生徒とします。ただし、剣道部員以外の生徒の参加も可とします。また、他の中学校の生徒の参加も可とします。
- 5 期間 期間は令和5年7月1日より令和6年3月31日までの休日（土曜日、日曜日、祝日等）週1回の活動とし、活動時間は1日当たり3時間までとする。
（練習試合や大会参加は除きます。活動時間等については、取手市「部活動の運営指針」に従って行っていきます。令和6年度以降の活動については、事業内容の検証を行いながら継続の方向で検討していきます。）
- 6 会場 藤代中学校・藤代南中学校武道場（1回ごとに交互に使用していきます。）
- 7 指導者 藤代中学校及び藤代南中学校部活動顧問が指導にあたります。他に地域人材を活用する予定です。
- 8 参加方法 参加希望者は、スポーツ振興課に申し込みを行っていただきます。
（別紙申込書を、学校を通して提出してください。）
- 9 参加費 モデル事業のため参加費は無料です。ただし、大会参加や遠征など実費が伴う場合には、負担していただくこともあります。
- 10 保険 学校外の活動となりますので、参加者にはスポーツ保険に加入していただきます。その場合、費用は自己負担になります。
- 11 交通 会場までの往復については、各自でお願いいたします。
- 12 その他
 - ・ 細かな活動計画等につきましては、生徒も含めて関係者で相談しながら進めていきます。
 - ・ その他ご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。

【取手市教育委員会 スポーツ振興課】 電話 0297（82）7200

【取手市中学校部活動地域移行に伴うモデル事業】

「藤代軟式野球クラブ」参加申込書

取手市教育委員会教育長 様

私は本事業の趣旨を十分に理解し、「藤代軟式野球クラブ」への参加を希望いたします。

| | |
|-------|-----|
| 学 校 名 | 中学校 |
|-------|-----|

| | | |
|------------|--------|-------|
| 生徒氏名（ふりがな） | () | 中学 年生 |
| 保護者氏名 | | TEL |
| 住 所 | | |
| 緊急時の連絡先① | 続柄 () | |
| 緊急時の連絡先② | 続柄 () | |

※緊急時の連絡先は、緊急時以外には使用いたしませんので、ご記入をお願いいたします。

〈配慮してほしいことなどがあれば、遠慮なくお書きください。〉

【取手市中学校部活動地域移行に伴うモデル事業】

「藤代剣道クラブ」参加申込書

取手市教育委員会教育長 様

私は本事業の趣旨を十分に理解し、「藤代剣道クラブ」への参加を希望いたします。

| | |
|-------|-----|
| 学 校 名 | 中学校 |
|-------|-----|

| | | |
|------------|--------|-------|
| 生徒氏名（ふりがな） | () | 中学 年生 |
| 保護者氏名 | | TEL |
| 住 所 | | |
| 緊急時の連絡先① | 続柄 () | |
| 緊急時の連絡先② | 続柄 () | |

※緊急時の連絡先は、緊急時以外には使用いたしませんので、ご記入をお願いいたします。

〈配慮してほしいことなどがあれば、遠慮なくお書きください。〉

令和5年度 部活動地域移行事業計画案

取手市部活動地域移行推進協議会の設置

- ・年3回（6月、10月、2月）の実施を予定

モデル校事業

- ・令和5年7月からモデル校（モデル部）において毎週土日の部活動を地域クラブ活動として実施する。モデル校は藤代中と藤代南中合同活動による野球部・剣道部
- ・活動時間は土日いずれか1日3時間の活動とする。
- ・活動場所は自校体育施設を利用する。
- ・教師が土日の地域クラブ活動に参加する場合は、兼職兼業の承認を受けることとする。
- ・地域クラブ参加者は必ずスポーツ保険への加入することとする。（参加者負担）
- ・運営に必要な経費は原則として地域クラブ参加者の負担により賄うこととするが、令和5年度は国の委託金を財源として公費負担により賄うものとする。
- ・指導者は現部活動顧問の中から指導を希望する教員の兼職兼業による指導からスタートを予定している。（兼職兼業による地域クラブでの指導は「文部科学省指針における在校等時間」には含まれないが、教師の健康管理の観点から、人事主管課にて労働時間を一元的に管理する）

調査・アンケートの実施

- ・今後の地域移行の実施パターンや方法について検討をするため、全6校の部活動の現状について調査・ヒアリングを実施する。
- ・今後の方針策定の参考とするため、5年度モデル事業参加者、及び中学生・保護者に対しアンケート調査を実施する。

その他

- ・競技別に市内6校による合同練習会の開催を推進する。
- ・兼職兼業を希望しない教師等への指導依頼は禁止されていることから行わないものとする。

R5 事業実施スケジュール（案）

| 実施 時期 | 中学校 | | 推進協議会 |
|-----------|----------------------------|--------|--|
| | モデル校 | モデル校以外 | |
| 4月 | 方針説明（学校・指導者） 事業調整（随時） | | |
| 5月 | 事業説明（保護者） | | |
| 6月 | 申込み | | 第1回 6/16 方針案協議 |
| 7月 | ○事業開始 | | |
| 8月 | 地域移行について 次年度へ向けた部活動全校調査 | | |
| 9月 | 全校ヒアリング | | |
| | アンケート（モデル部活） | | |
| 10月 | アンケート（生徒・保護者対象） | | 第2回 10/27（予定） 事業状況報告／次年度方針協議 |
| 11月 | | | |
| 12月 | | | |
| R6年 1月 | 6年度実施校への方針説明 | | |
| 2月 | | | 第3回 2/20（予定） 状況報告・検証 及び次年度事業方針協議 |
| 3月 | | | |

*上記のほか、教育委員会内部会議を原則毎月1回開催する。

年度別スケジュール（案）

| | 事業方針 |
|----|-------------------------------------|
| R5 | 7月からモデル校における地域クラブ活動スタート |
| R6 | 4月から全6校でモデル部活動の実施（各校2クラブ以上）を目標とする |
| R7 | 4月から休日の全部活動の半数程度を地域クラブへ移行することを目標とする |
| R8 | 4月から休日の全部活動を地域クラブへ移行することを目標とする |

取手市地域クラブ活動参加規約（案）

第1条（名称）

本クラブ活動は、「取手市地域クラブ〇〇〇〇」とする。

第2条（目的）

本クラブ活動は、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「茨城県地域クラブ活動ガイドライン」を踏まえて、持続可能なスポーツ・文化環境を整備することで、中学生の多様な体験機会を確保し、生徒の望ましい成長を保障するとともに、生涯スポーツ・文化活動につなげることを目的とする。

第3条（事業）

前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1 休日における、スポーツ・文化活動
- 2 休日における大会・イベント等への参加
- 3 その他、目的達成のために必要な事業

第4条（会員）

クラブ会員は、参加を希望する中学生、その保護者、地域クラブ活動指導者をもって構成する。中学生の参加については、特に制限を設けない。

第5条（保険の加入）

- 1 クラブの会員及び指導者は、原則としてスポーツ安全保険に加入しなければならない。
- 2 クラブは、その活動中の事故については、スポーツ安全保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

第6条（個人情報の保護）

クラブが得た会員の個人に関わる情報は、クラブの運営に関する事項以外に使用してはならない。

第7条（退会）

退会は会員個人の自由とする。その際に退会届けを提出する。

第8条（規約の改廃）

この規約は、取手市教育委員会が改廃するものとする。

<今後の検討項目>

第〇条 (役員及び事務局)

- 1 クラブには、次の役員をおく。
 - ・会長 1名
 - ・副会長 1名
 - ・会計 2名
 - ・事務局 1名
- 2 役員及び事務局は、会員の中から選出され、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第〇条 (会 議)

- 1 年1回、年度始めに総会を開催する。総会の内容等、詳細については役員会で決定する。
- 2 月に1回、運営委員会を行い、活動についての確認・打ち合わせを行う。
- 3 その他、必要に応じて会議を行う。

第〇条 (会 計)

- 1 この会の経費は、会費、補助金・助成金、その他の収入を持って充てる。
- 2 会員は、月会費(〇〇〇円)を支払うものとする。